

## 平成 25 年度の「保険金・給付金のお支払い状況」について

平成 26 年 6 月 30 日

ソニー生命保険株式会社

平成 25 年度(平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月)のお支払いの件数、および支払査定の結果、お支払いに該当しないと判断した件数は、以下のとおりです。

保険金等のお支払い件数、お支払い非該当件数および内訳

平成 25 年度 (平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月)

	保険金					給付金						合計
	死亡保険金	災害保険金	高度障害保険金	その他	合計	死亡給付金	入院給付金	手術給付金	障害給付金	その他	合計	
お支払い非該当	詐欺取消	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不法取得目的無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	告知義務違反解除	2	0	0	13	15	1	327	180	0	13	521
	重大事由解除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	免責事由該当	67	2	0	0	69	31	42	19	0	0	92
	支払事由非該当	4	0	95	10	109	0	161	9,957	22	25	10,165
	その他	0	0	0	0	0	0	8	6	0	26	40
お支払い非該当件数合計	73	2	95	23	193	32	538	10,162	22	64	10,818	
お支払い件数合計	4,678	47	196	1,799	6,720	2,452	124,418	79,057	55	11,619	217,601	

がん給付責任開始期前のがん診断による無効、時効による非該当の分類区分

\*上記件数については生命保険協会策定の基準に則ってお支払い件数、お支払い非該当件数を計上しております。

### 【用語の説明】

詐欺取消	保険契約のご加入等に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があった場合に、ご契約を取消とするものです。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
不法取得目的無効	保険金・給付金等を不法に取得する目的で保険契約にご加入等された場合に、ご契約を無効とするものです。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
告知義務違反解除	保険契約のご加入等に際して、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、告知していただいた内容が事実と相違していた場合等に、ご契約を解除するものです。
重大事由解除	保険金・給付金等の請求時に関する詐欺行為があった場合や、他の生命保険契約の重複により、給付金等の合計額が著しく過大で保険制度の目的に反するおそれがある場合に、ご契約を解除するものです。
免責事由該当	保険約款所定の年数以内の被保険者の自殺や、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による事故等、ご請求内容が、保険約款で定める免責事由に該当する場合は、保険金・給付金等をお支払いいたしません。
支払事由非該当	保険約款に定める所定の要件に該当しない障害状態について高度障害保険金をご請求いただいた場合や、保障対象外の手術について給付金をご請求いただいた場合等、ご請求内容が、保険約款で定める支払事由に該当しない場合は、保険金・給付金等をお支払いいたしません。

### 四半期ごとの時系列推移表

	平成 24 年度				平成 25 年度			
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
お支払い件数合計	52,563 件	53,954 件	54,068 件	53,519 件	55,965 件	57,040 件	56,903 件	54,413 件
お支払い非該当件数合計	2,576 件	2,619 件	2,708 件	2,619 件	2,759 件	2,702 件	2,859 件	2,691 件

お支払いに該当しないと判断した具体的事例(平成 25 年度)

お支払い非該当理由	種類	事案例(概要)
告知義務違反解除	疾病入院初期給付金	<p>被保険者は、異型狭心症により入院されたとして、疾病入院初期給付金をご請求されました。</p> <p>ところが、ご請求の際に提出いただいた診断書より契約日以前の治療が伺われたため、事実の確認を行ったところ、ご契約以前に当該疾病にて通院されていたことが判明いたしました。</p> <p>判明した通院は、ご契約時に告知していただく事項ですが、告知をいただけていないため、ご契約は解除のお取り扱いとさせていただきます、疾病入院初期給付金はお支払いいたしませんでした。</p>
告知義務違反解除	疾病入院初期給付金 手術給付金	<p>被保険者は、大腸腺腫により入院、手術されたとして、疾病入院初期給付金および手術給付金をご請求されました。</p> <p>ところが、ご請求の際に提出いただいた診断書より契約日以前の検査指摘が疑われたため、事実の確認を行ったところ、ご契約以前に当該疾病にて定期的に内視鏡検査を受け、大腸ポリープの指摘を受けていたことが判明いたしました。</p> <p>判明した検査での指摘は、ご契約時に告知していただく事項ですが、告知をいただけていないため、ご契約は解除のお取り扱いとさせていただきます、疾病入院初期給付金と手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p>
告知義務違反解除	疾病入院初期給付金 疾病入院給付金	<p>被保険者は、神経因性骨盤臓器症候群により入院されたとして、疾病入院初期給付金および疾病入院給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、ご請求の際に提出いただいた診断書より、ご契約以前に当該疾病にて 28 日間入院されていたことが判明いたしました。</p> <p>判明した入院は、ご契約時に告知していただく事項ですが、告知をいただけていないため、ご契約は解除のお取り扱いとさせていただきます、疾病入院初期給付金と疾病入院給付金はお支払いいたしませんでした。</p>
告知義務違反解除	疾病入院給付金 手術給付金	<p>被保険者は、胆石症と慢性胆のう炎により入院、手術されたとして、疾病入院給付金および手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、ご請求の際に提出いただいた診断書より契約日以前の治療が伺われたため、事実の確認を行ったところ、ご契約以前に当該疾病とC型肝炎にて通院されていたことが判明いたしました。</p> <p>判明した通院は、ご契約時に告知していただく事項ですが、告知をいただけていないため、ご契約は解除のお取り扱いとさせていただきます、疾病入院給付金と手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p>
支払事由に非該当	手術給付金	<p>被保険者は、臀部の尋常性白斑により、分層植皮術を受けられたとして、手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、手術給付金の対象となる手術の「植皮術」における除外規定「25 cm<sup>2</sup>未満は除く。」に該当するため、手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p>

支払事由に非該当	手術給付金	<p>被保険者は、肝臓リンパ節転移により、放射線治療を受けられたとして、手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、照射した総線量が 30 グレイであったため、手術給付金の対象となる手術の「新生物根治放射線照射」における制限規定「50 グレイ以上の照射」に該当しないため、手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p>
支払事由に非該当	高度障害保険金	<p>被保険者は、両眼網膜色素変性により、視力障害があるとして、高度障害保険金をご請求されました。</p> <p>ところが、ご請求の際に提出いただいた診断書に記載された両眼のきょう正視力はともに 1.0 と診断されており、高度障害保険金の支払事由である「両眼の視力を全く永久に失ったもの」( )には該当しないため、ご請求いただいた高度障害保険金は、お支払いいたしませんでした。</p> <p>眼の高度障害は、1 眼ずつ、きょう正視力で測定した視力が、両眼とも 0.02 以下になり回復の見込みのない場合をいいます。</p>
支払事由に非該当	手術給付金	<p>被保険者は、鼻骨骨折のため手術を受けられたとして、手術給付金をご請求されました。</p> <p>ところが、受けられた手術は非観血的手術(メス等を使わずに皮膚の外から骨折した骨を元にもどす手術)であり、手術給付金の対象となる鼻骨観血手術( )ではないことから、手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>観血手術とは皮膚や筋肉をメス等で切開し、骨折した骨などの病変部等を露出したうえで医師の直視下で行う手術をいいます。</p>
支払事由に非該当	手術給付金	<p>被保険者は、右尿管結石症により体外衝撃波右腎・尿管結石破碎術を平成 25 年 11 月 8 日に受けられたとして、手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、被保険者は平成 25 年 10 月 11 日に受けられた同手術について、過去にご請求され手術給付金が支払われており、手術給付金の対象となる手術の「衝撃波による体内結石破碎術」の制限規定「施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする。」に該当するため、手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p>
支払事由に非該当	手術給付金	<p>被保険者は、大腸癌により温熱療法であるハイパーサーミアを平成 25 年 12 月 10 日、平成 25 年 12 月 25 日、平成 26 年 1 月 14 日に受けられたとして、手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、被保険者は平成 25 年 11 月 26 日に受けられた同手術について、過去にご請求され手術給付金が支払われており、手術給付金の対象となる手術の「悪性新生物温熱療法」の制限規定「施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする。」に該当するため、手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p>

免責事由に該当	災害死亡保険金	<p>被保険者が、自動車運転中の事故により死亡したとして災害死亡保険金のご請求となりましたが、事故状況について事実の確認を行ったところ、酒気帯び運転中の事故であることが判明いたしました。</p> <p>このため、災害死亡保険金の免責事由である「被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故」に該当することから、災害死亡保険金はお支払いいたしませんでした。</p>
無効(その他)	がん診断給付金 がん入院給付金 退院後療養給付金	<p>被保険者は、「前立腺癌」により入院され、がん保険のがん診断給付金、がん入院給付金および退院後療養給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、ご請求の際に提出いただいた診断書より、がん給付の責任開始期の前日までに「前立腺癌」と診断確定されていたことが判明したため、がん保険は無効( )とし、がん診断給付金、がん入院給付金および退院後療養給付金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>告知以前または告知の時からがん給付の責任開始期の前日までに、がんと診断確定されていた場合には、保険契約は無効となります。</p>

以上